

板橋区立学校別給食運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 板橋区における給食調理業務の民間委託実施校の給食調理業務に関する諸問題を協議するため板橋区学校別給食運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は各年度ごとに、年度当初可及的速やかに設置するものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 当該校における給食調理業務の円滑な実施に関すること。
- (2) 当該校における給食調理業務に関する事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者として組織する。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 学校長及び教職員 | 4名以内 |
| (2) 保護者代表 | 5名以内 |
| (3) 委託業者 | 3名以内 |
| (4) 教育委員会事務局職員 | 2名以内 |

2 前項(2)の人数については、必要に応じて、協議会会長が変更することができる。

3 前項(4)については、常任としないことができる。

(会長及び代理)

第4条 協議会に会長を置き、会長は学校長とする。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が召集する。

2 会長は、協議会の運営上必要な者を会議に出席させることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、年度毎とし、再任を妨げない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、当該校教職員が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。